

香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第60号

香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の提出) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）<u>及び貯金（普通貯金を除く。）</u> 預金<u>及び貯金</u>の額</p> <p>(5) <u>有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）</u> 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(資産等報告書等の提出) 第2条 議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、香川県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）<u>、貯金（普通貯金を除く。）</u> <u>及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）</u> 預金、貯金<u>及び郵便貯金</u>の額</p> <p>(5) <u>金銭信託 金銭信託の元本の額</u></p> <p>(6) <u>有価証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）</u> 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

- この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。
- 改正後の香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。